

申込みから修了までの流れ

講習日程

講習日程は、本書3ページ以降の講習日程、又は裏面の表をご覧ください。
当支部ホームページからもご覧いただけます。 検索キーワード：建災防ちば

受講申込

- (1) 受付は、受講日の2か月前からです。一部、先行予約を行なっている受付窓口もありますので問い合わせください。また、定員になり次第、締め切らせていただきます。
- (2) 受付窓口は、講習種別・講習日程によって異なります。詳しくは、講習日程の「申込先」でご確認ください。
- (3) 受付方法は、受付窓口によって多少異なります。直接お問い合わせください。
- (4) 受講申込に必要な書類等は、次のとおりです。 自己チェック

受講申込書	<ul style="list-style-type: none"> • 本書16ページ以降をコピーしていただくか、当支部ホームページからダウンロードしてください。 • 記入にあたっては、15ページ以降の「記入時の留意事項」をご覧ください。 	
写 真	<ul style="list-style-type: none"> • 技能講習では、写真(3枚)を添付してください。 • 大きさその他は、本書14ページ「写真の規格等」をご覧ください。 • 教育講習では必要ありません。 	
受 講 料	<ul style="list-style-type: none"> • 講習日程の「受講料」をご覧ください。 • 支払いの方法は、受講申込先が「千葉県支部」と各「分会」では異なります。 <p>＜千葉県支部の場合＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 銀行振込、現金書留、又は支部窓口で事前にお支払いください。 振込口座：千葉銀行中央支店（普通）2121140 口座名義：建災防千葉県支部 2. 振込の場合は、受講申込書に、振込書のコピー、又は振込日(又は振込予定日)、金額、及び依頼人名を書いた書面(メモ)を添付してください。 3. 振込手数料は申込者にてご負担ください。 <p>＜千葉県支部以外の場合＞</p> <p>現金書留又は窓口で事前にお支払いください。(銀行振込不可)</p>	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> • 作業主任者技能講習受講希望の方で、実務経験が2年以上3年未満の方は、卒業証明書、又は卒業証書の写しを添付してください。 • 高所作業車運転技能講習受講希望の方は、受講資格・一部免除に係る自動車免許証、小型移動式クレーン運転技能講習修了証等の写しを添付してください。 	

- (5) 一度提出された申込書類、納入された受講料等は、原則返却いたしません。
- (6) 受講票は、申込書及び受講料入金確認後、郵送又は窓口にてお渡しします。
- (7) キャンセルのご連絡は、受講日前日(16時前)までをお願いします。それ以後、または連絡がない場合は受講料の返金はできません。また、それ以前であっても、下表によりキャンセル料が発生します。なお、キャンセル料は、既に支払われている受講料から充当し、残金がある場合は、原則、銀行口座に振込返金するものとします。

キャンセルを申し出た日	キャンセル料金
受講初日の11日目以前	振込手数料相当額
受講初日の10日前以降、前日の16時前まで	3,000円及び振込手数料相当額
受講日前日の16時以降、または無断キャンセル	受講料全額

- (8) 受講者の変更(交替)が可能です。受講日前日(16時前)までに、受講申込書(交替者に係る)を再提出してください。また、受講日の変更は、次回若しくは6か月以内の1回に限り可能です。受講日前日(16時前)までにご連絡ください。

講習当日

- (1) 受付は、原則、受講開始の30分前から10分前までの20分間です。受付後は、速やかに指定の席にご着席ください。なお、開始時刻は講習種別・講習日程によって異なります。詳しくは受講票でご確認ください。
- (2) 受付の際、受講票、及び受講者本人であることが確認出来る次の公的書類(コピー不可)を提示してください。

● 自動車運転免許証 ● マイナンバーカード ● 健康保険証 ● 在留カード
● 住民基本台帳カード ● マイナンバーが記載されていない住民票(6か月以内に交付したもの) 等

- (3) 遅刻が想定されるに至った場合は速やかに受付窓口までご連絡ください。なお、理由の如何に係わらず講習会場施設管理者への電話連絡等は行わないでください。
- (4) 遅刻、早退、欠席等により、定められた受講時間数に満たなかった場合でも受講は可ですが、技能講習では修了試験を受けることができません。また、教育講習では修了証の交付を受けることができません。
- (5) 公共交通機関の運休・遅延、体調不良等による突発的な遅刻・欠席の場合、再受講できる場合があります。係る場合は、速やかに千葉県支部までご連絡ください。
- (6) 受講中は、携帯電話・スマートフォン等は、マナーモードにするか電源オフにしてください。また、カメラ・スマートフォン等による講義内容の録音・録画は著作権侵害行為にあたりますのでお控えください。
- (7) 講習会場内では、講師・事務局の指示に従ってください。講師・事務局の指示に従っていただけない場合、途中退席していただく場合があります。(なお、この場合、受講費用等については返金致しません。)
- (8) 技能講習では、学科最終日に学科修了試験を実施します。HB鉛筆、消しゴムをご持参ください。
- (9) 修了試験不合格者に対する補講、再試験等はいりません。(再度、受講申込みしていただきます。)
- (10) 一部の講習はCPDSの認定申請を予定しています。受講証明を希望される方は、当日、CPDS技術者証などの顔写真入りの証明書をご持参ください。
- (11) 駐車場の有無・使用等については、電話又は受付窓口にて事前にご確認ください。

修了証の交付

- (1) 技能講習修了証は、全時間受講し、かつ試験に合格した方に、遅滞なく、簡易書留にてお送りします。
- (2) 教育修了証は、原則、全時間受講した方に当日お渡しします。

その他

- (1) 講習日程・講習会場は、都合により変更することがあります。また、申込者が見込予定数を下回った場合、断りなく開催を中止することがあります。中止と決定した場合には速やかに受講申込者に連絡いたします。
- (2) 大規模地震、台風などの天変地異、公共交通機関の不通、講習会場施設のトラブル、担当講師の体調不良・けが等のため会場に到着できない等々があった場合、開催を中止し、開始時刻を繰り下げし、または、日程を延期することがあります。
- (3) 受講にあたっては、指定のテキストが必要で、原則、受講申込時に同時購入していただきます。また、テキストの改定に伴いテキスト代を改定することがあります。
- (4) 建災防千葉県支部会員には、テキスト代の購入割引制度があります。
- (5) 技能講習では、国の助成金制度があります。詳しくは、千葉労働局職業安定部職業対策課分室へお問合せください。(電話043-441-5678)
- (6) 申込書記載の個人情報は、個人情報の保護に関する法律に従い、修了証の交付等労働安全衛生法に基づく事務処理に限って使用し、他の用途には使用いたしません。